

新年は1月9日(火)より
業務を行います

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより
カツとび

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 宗 みなえ
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313代
FAX 047-367-1319

あけまして おめでとう ございます

2007年元旦



芦ノ湖にて 撮影 須藤始一郎さん(松戸市在住・自然風景写真家 田谷寿幸氏に師事)

ごあいさつ

フランスの時の法相で死刑廃止制度を確立した弁護士のロベール・バタンテール氏は、「政治は灯台のようなものだ。未来に通じる道筋を照らす明かりで、現在の闇を映す鏡ではない。」と述べられたといわれます。

我が国は「戦争の放棄」であり、これによって、我が国と世界の未来を照らしてきました。

私達には、この灯台によって、未来に通じる道筋が見えているのです。

「戦争の放棄」というこれ以上無い明るい力をもつ灯台を、わざわざ破壊(憲法「改正」)して、開かれる未来の道筋は何か、推して知るべきです。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川智志

弁護士 福富 美穂子

弁護士 左近允 寛久

弁護士 斎藤 雅子

弁護士 田中淳哉

宗 みなえ

弁護士 小久保 雅弘

事務局長 事務局員一同

なぜ急ぐ？ その狙いは？ 国民投票法案

(憲法を変える法律)

弁護士 宗 みなえ



2以上の賛成をもつて改正案を国民に提案し、国民投票で過半数の賛成を得なければなりません。この「国民投票」の細かい手続きは憲法には書いてありませんから、憲法を改正するためには国民投票の方法を定めた法律を作る必要があります。それが「憲法改正国民投票法」なのです。現行憲法を変えたいと考える人々は、国民投票のやり方をサッサと決めて、憲法を「改正」したいというわけです。

今臨時国会では採決が断念された「憲法改正国民投票法案」。憲法を変えるための法律を何故今急ピッチで成立させようとするのでしょうか。

1 何故今国民投票法か
現在国民投票法の成立を推し進めようとしている政治勢力は、改憲を中心とする勢力に重なります。憲法の第96条1項は、憲法改正の手続きを定めています。それによると憲法改正のためには、国会各議院の賛議員の3分の

2 憲法に規定されるから投票法を作る？
国民投票法を成立させようとしている政治家は「憲法に国民投票の規定があるのに、国民投票を実施するための法律がないのは立法不作為だ」と言います。しかし、これはおかしい意見です。立法不作為とは、憲法に国民の権利が明記され化する法律を作らな

2以上の賛成をもつて改正案を国民に提案し、国民投票で過半数の賛成を得なければならないません。この「国民投票」の細かい手続きは憲法には書いていませんから、憲法を改正するためには国民投票の方法を定めた法律を作る必要があります。それが「憲法改正国民投票法」なのです。現行憲法を変えたいと考える人々は、国民投票のやり方をサッサと決めて、憲法を「改正」したいとい



いらない！ 「共謀罪」

弁護士 斎藤 雅子

(共謀)した者を処罰するというものです。「一定の犯罪」という定義で、現在日本で处罚の対象となっているほとんどの犯罪がその「一定の犯罪」に該当してしまいます。

共謀罪の制定は、「国際組織犯罪防止条約」を批准するためであり、この条約が共謀罪の立法化を義務づけていると合意しただけで处罚されるとしたら…。このような合意を「共謀罪」として处罚する法案が国会で継続審議となっていました。この条約について、団体の活動として組織により行われる行為の実行を合意

でも、共謀罪を立法化することまでは義務づけてはいません。それどころか、国内法の基本原則に則った立法を行えば良いとしています。日本では、侵害の結果が生じて初めて犯罪とする「既遂」处罚が基本原則とされています。行為はしたが結果が生じていない「未遂」行為をする前の準備を行つた「予備」が处罚されるのは、例外的な場合

うな会話をされているのが監視社会と言えば、弁護士等に対して組織的犯罪を疑わせる依頼者の金銭取引を警察に密告する義務を負わせる「ゲートキーパー制度」の導入も議論されています。

もちろん犯罪を犯すつもりはないけれど、こんな社会になってしまったなら、何が犯罪とされるのか、何を信じて行動すればよいのか…。このような事態は絶対に防がなければいけません。

しかし、国内で実際に起っている立法不作為による人権侵害には目もくれず、改憲したい政治家は国民投票法の成立を急いでいます。それは、既に述べたように、国民投票法を成立させることこそが改憲への重要な第一歩だからです。そして、

3 改憲勢力のねらい
憲法は、国家権力に対する縛りです。その国家権力側から主張される改憲論に対して私たちは疑つてかかる必要があります。国家が自らを縛る鎖を緩め、国民の権利を制約するために改憲を主張している可能性が高いからです。最近の改憲議論では「憲法に『知る権利』『環境権』を明記しよう」と耳に心地よい

改憲勢力のねらいは結局、憲法第9条、特に9条2項の削除なのです。

憲法は、国家権力に対する縛りです。その国家権力側から主張される改憲論に対して私たちは疑つてかかる必要があります。国家が自らを縛る鎖を緩め、国民の権利を制約するために改憲を主張している可能性が高いからです。最近の改憲議論では「憲法に『知る権利』『環境権』を明記しよう」と耳に心地よい改憲勢力のねらいは結局、憲法第9条、特に9条2項の削除なのです。

改憲勢力のねらいは結局、憲法第9条、特に9条2項の削除なのです。

薬害肝炎訴訟

東京地裁 弁護士 田中淳哉

三月に判決



今年の三月二十三日、ついに東京地裁の判決が言い渡されます（午後2時～東京地裁103号法廷）。

これらの判決をうけて、全国紙・地方紙あわせて34紙がこの問題を社説で取り上げ、「早期救済こそ必要である」と主張しました。年間約4万人の患者が死亡している現状からすれば当然のことです。

しかし、被告らはいずれの判決に対しても控訴しました。

全國5つの裁判所で争われているこの裁判ですが、昨年六月に大阪地裁で、八月には福岡地裁で、判決が言い渡されました。

その内容はいずれも、被告の国や製薬企業に対し、賠償を命じるものでした。

被害者には残された時間がありません。提訴後に亡くなつた原告もいらっしゃいます。このまま解決が先送りされればさらに被害が拡大することは確実です。来るべき

教育基本法を思う

弁護士 蒲田孝代

教育基本法が「改正」された。無理矢理の成立である。国会の外からは善されるものではない。

我々が改善すべきは、戦後六十数年間、教育現場が教育基本法の目指す「民主的で文化的な国家建設をして」「世界の平和と人類の福祉に貢献するための個性豊かで文化の創造を目指す人間育

成」をしてきたとはいはず、過度の評価主義と過度の競争原理に振り回されてきた点である。

蒲田 孝代
弁護士
蒲田 孝代
の法律の改正によって改善されるものではない。

ここでの人間教育は、思考し自己の言動に責任を持つ力、歴史的視点、文化的視点をしっかりとつ多様性を許容できる力の育成である。これが平和社会建設のために必要なのである。

そこが唯一、世界平和へ向けて武力を抑止していくことのできる強い国家として生きたいといふ時の政府の野望が見える。

防衛庁を防衛省に格上げした。国民投票法成立、憲法「改正」と日程は具體化している。私達は、あのときにこうすればよかつたなど後悔しないよう、しっかりと頭と足を使わなければならぬ。

しかし、「改正」教育基本法は、介入を正当化

してしまった。その先に、他国に対して武器で抑圧していくことのできる強い国家として生きたいといふ時の政府の野望が見える。

そもそも、戦後社会は紛争を起こさず、紛争を真に解決する為には、武器を持たないということが唯一、世界平和へ向けて武力を抑止する道であると確信した。

そこが唯一、世界平和へ向けて武力を抑止していくことのできる強い国家として生きたいといふ時の政府の野望が見える。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとてこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が一丸となって運動を繰り広げてきました。

企画などの最新情報はこちらから

- ・全国弁護団HP
<http://www.hcv.jp/>
- ・原告団・弁護団によるリレーブログ
<http://kanenrelay.exblog.jp/>
- ・東京学生の会HP
<http://www.kanen.org/tokyo/>
- ・福田衣里子さん（九州実名公表原告）のブログ
<http://blog.livedoor.jp/ennriko555/>

高金利引下げ 国会で成立、問題解決への第一歩 弁護士 及川智志



島公会堂で判決前夜集会「350万人のねがい」を開催します。多くの参加で原告を励ますとともに、一気に最終解決まで向にあります。そんな状況で肝炎患者に対する治療支援・生活支援策等の恒久対策を勝ち取ることは容易なことではありません。

ただ、いま國の政治では、医療・福祉分野の予算が軒並み減らされる傾向にあります。そんな状況で肝炎患者に対する治療支援・生活支援策等の恒久対策を勝ち取ることは容易なことではありません。

ホームページやブログを見ることからはじまって、ハガキ・ハンカチ・署名を集め、学習会を開催する、地方議会に対する請願を行う等々、あなたにも出来ることはたくさんあります。

三月二十二日には、豊企画などの最新情報はこちらから

このようないい借金地獄の原因は何でしょうか。第一に高金利です。大手「サラ金」は主力商品の無担保・無保証融資の場合、年利1～2%で銀行などから「仕入れた資金」を貸し付けます。それだけ年利20%で消費者に貸し付けます。それだけ「利ざや」が大きいのですから、多少の貸し倒れが出ようが、貸せば貸すほど儲かるわけです。ですから、しばらくは融資審査もせませんし、資金需要があれば誰かが貸し付けます。顧客を借金漬けにしてしまうのです。こうして過剰融資は多重債務を生みます。そして、借金に首が回らなくなつた多重債務者には苛酷な取立てが待っているという構図です。

この悪循環を断ち切るには高金利を引き下げるしかありません。そのためとてこの1年は弁護士などの法律家や高金利被害者、それに労働組合や市民が一丸となって運動を繰り広げてきました。

その甲斐あって貸金業の上限金利を引き下げる法律案などが先の臨時に提出されました。多額の貧困者を生み出す格差社会の現実に私たちちはもつと敏感に目を向けるべきではないでしょうか。

速報

布川事件

弁護士 福富美穂子



交代があり、一気に審理は加速し始めました。

十二月二十一日、再審開始決定の大きな原動力となつた「殺害方法及び殺害手順」という争点について、事実調べ（証人尋問）が実施されました。

弁護団が即時抗告審に

なつて新たに法医学者佐藤喜宣教授の意見書（從前弁護団が提出した木村

意見書が妥当であること及び自白と死体所見が一致しないということを述べています）を提出した

す。今や、大変強い連帯感組織力をもつた団体になりました。みなさんの奮闘が見えるようですね。

我が事務所とのつきあいは30年前。；ということは、我が事務所代表の初々しかりし頃から？？

みなさん、松戸に建設業の職人たちの組合があるのをご存じですか？会員の方達は優に300人を超えているのです。大企業みたい！

その組合の歴史は36年

前から出発したそうです。

その間、職人さん

が、普通に生活できる社会に

お元気ですか

(1)

千葉土建松戸支部を訪ねて

検察官が東京高等裁判所に即時抗告の申立をしました。十二月二十一日、再審開始決定の大きな原動力となつた「殺害方法及び殺害手順」という争点について、事実調べ（証人尋問）が実施されました。

十二月二十一日、再審開始決定の大きな原動力となつた「殺害方法及び殺害手順」という争点について、事実調べ（証人尋問）が実施されました。



千葉土建松戸支部ってこんなところ

から意見書が提出され、七月にはこの意見書に対する弁護団の詳細な反論書が提出されました。このような書面での攻防が続々中、九月に裁判長の

意見書が妥当であること及び自白と死体所見が一致しないということを述べています）を提出した

なればと、熱く語つておられました。

高田書記長にお話を伺いました。

最近、若手弁護士さんたちも経験をつんでこら

べています。

井さんの自白テープに編

められ、たくましさを感じます。うれしいかぎりです。

事務所には気軽に相談させていただいたり、質問したり、学習会の講師をお願いしています。気軽に相談できる場所があることは心強いものです。

弁護士という仕事は全人格的な仕事だと思います。事務所の弁護士さんたちが、益々味のある交渉力をもつた専門家になつてくださいるよう期待しています。

今、書記局の方達が心を痛めている問題は、厳しい不況が続く中、大手ゼネコンが潤っているのに、下請・孫請けの親方達の生活は苦しくなる一方だということです。ともかく、働く人たちが普通に生活できる社会に

ことを受けて、佐藤先生の尋問が行われたのです。

見書の作成者である音響機器の中田誠人の尋問を使うなどして、本件死体は殺害が進んでいるため、殺害方法等は特定できないとの証言を引き出すべく尋問を展開しましたが、佐藤先生からそのような証言は得られませんでした。これは、弁護団にとっては、大きなボイントです。今後、この尋問の結果もふまえて、裁判所選定の鑑定人（法医学者）による鑑定が実施される予定です。

また二月八日には、桜井さんの自白テープに編められ、たくましさを感じます。うれしいかぎりです。

友の会の皆さんと大いに飲んで食べて語つたひとときでした。恒例のテー

トの勉強会を開催したいとおりです。

＊

柏のクレストホテルにて

と約束して散会となりました。二次会もたくさん

の皆さんのが参加を得て、盛り上りましたよ。

皆さん、今年も友の会をよろしくお願ひいたしま

友の会コーナー



ためになる講座（松戸市民会館にて）



友の会忘年会（クレストホテルにて）

編集後記

前回の「カット」とび編集で「次こそは計画立てた余裕ある編集を！」と書つたはずなのに、どう

も人生はままなりません（反省）。二〇〇七年こそ

は！

零闇氣を漂わせ始めたことに、非常な閉塞感を感じます。「何か変だな」と思つてゐる内に決定的な手遅れにならないように、声を上げ続けたいと考えています。

二〇〇七年がもっと未来に希望が持てる年になりますように。（SO）

近頃、日本社会全体が不寛容できな臭い窮屈な